

令和6年11月25日

秋田県知事 様

秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168番地の
1

社会福祉法人ふたあら福社会

理事長 齊藤 豊隆

補助事業等の実績について（報告）

補助金の交付決定のあった補助事業等が完了したので、その実績について
秋田県財務規則第255条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 補助金の名称 | 介護職員処遇改善支援補助金 |
| 2 補助事業等の種類 | 介護職員処遇改善支援事業 |
| 3 補助金の決定額 | <u>金 1,078,564円</u> |
| 4 補助金等の実績額 | <u>金 1,059,680円</u> |
| 5 差引増減額 | <u>金 -18,884円</u> |
| 6 補助金等の交付決定年月日 | 令和6年4月30日 |
| 7 交付決定通知書の指令番号 | 指令長寿-313-392 |
| 8 補助事業等の完了年月日 | 令和6年11月25日 |
| 9 添付書類 | (1) 交付実績の内訳書 |

交付実績の内訳書

補助金の実績額	実績額 (円)	うち4月・5月分 実績額 (円)
	1,059,680円	543,725円

	事業所名	介護保険 事業所番号	サービス区分	実績額 (円)	
					うち4月・5月分 実績額 (円)
1	特別養護老人ホームわかば園	572350361	介護老人福祉施設	520,869円	268,341円
2	飯田川ショートステイセンター わかば園	572304905	(介護予防) 短期入所生活介護	79,174円	40,917円
3	特別養護老人ホームわかば園ユ ニット	571051515	介護老人福祉施設	335,629円	172,093円
4	飯田川デイサービスセンターわか かば園	572305167	通所介護	121,218円	60,757円
5	飯田川デイサービスセンターわか かば園	572305167	通所型サービス (総合事業) (独自 A6)	2,790円	1,617円
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合計				1,059,680円	543,725円

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金 実績報告書

1 基本情報

フリガナ 法人名	シャカイフクシホウジンフタアラフクシカイ 社会福祉法人ふたあら福祉会			
法人所在地	〒 018-1502 秋田県潟上市飯田川下虹川字上谷地168番地の1			
フリガナ 書類作成担当者				
連絡先	電話番号	018-877-7077	E-mail	wakabaen@muse.ocn.ne.jp

2 実績報告について

①介護職員処遇改善支援補助金の総額(令和6年2~5月分)	1,059,680	円				
②賃金改善の所要額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,097,000	円				
③基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)						
i)介護職員処遇改善支援補助金の総額(令和6年4・5月分)	543,725	円	(99.87) %			
ii)賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)	543,000	円				
iii)うち、基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分) (右側の額はi欄の額の2/3以上となること)	543,000	円				
介護職員の賃金改善の所要額(参考)	351,000	円				
うち、基本給等による改善の所要額	351,000	円	(100.00) %			
(一月あたり)	175,500	円				
その他の職員の賃金改善の所要額(参考)	192,000	円				
うち、基本給等による改善の所要額	192,000	円	(100.00) %			
(一月あたり)	96,000	円				
④ベースアップの実施	<input checked="" type="checkbox"/>	実施した	実施した場合、ベースアップ率	1.63%	実施していない場合、やむを得ない事情	

【記入上の注意】

- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
 - I 補助金による賃金改善の総額が補助金による収入額以上となること
 - II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること
- ②「賃金改善の所要額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- 「ベースアップ」とは、「賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること」を指す。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

① 令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額((ア)-(イ))(②以上の額となること)	94,351,895	円	
(ア)令和6年2月から5月の賃金の総額	95,411,575	円	
(イ)令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金の総額	1,059,680	円	
② 令和5年2月から5月の賃金総額	92,380,902	円	

【記入上の注意】

- 事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととし、調整の具体的な考え方について、以下の「備考欄」に記載することとする。また、令和5年3月以降に新設された事業所については、令和6年1月以前の適切な期間(4か月間)の賃金総額などの適切な金額を記載すること。

備考欄

4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約

<input checked="" type="checkbox"/>	実績報告書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
令和 6 年 11 月 25 日	法人名 社会福祉法人ふたあら福祉会
	代表者 職名 理事長 氏名 齊藤 豊隆

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	<input checked="" type="radio"/>
2 実績報告について	
② 賃金改善の所要額が介護職員処遇改善支援補助金の総額以上となること	<input checked="" type="radio"/>
③ 基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)が補助金額(令和6年4・5月分)の2/3以上となること	<input checked="" type="radio"/>
3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げしていない	<input checked="" type="radio"/>
4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約	
誓約について、空欄の項目がない	<input checked="" type="radio"/>

法人名	社会福祉法人ふたあ福祉会
-----	--------------

【記入上の注意】・本表に記載する事業所は、処遇改善支援補助金 処遇改善計画書の別紙様式2-2(補助金)に記載した事業所と一致しなければならない。
・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

介護職員処遇改善支援補助金額の合計[円]	1,059,680
うち、令和6年4・5月分の補助金の合計[円]	543,725

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	交付対象期間	介護職員処遇改善支援補助金の総額(令和6年2~5月)[円]	うち、令和6年4・5月分の補助金の総額[円]
			都道府県	市区町村					
1	0572350361	秋田県	秋田県	潟上市	特別養護老人ホームわかば園	介護老人福祉施設	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	520,869	268,341
2	0572304905	秋田県	秋田県	潟上市	飯田川ショートステイセンターわかば園	(介護予防)短期入所生活介護	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	79,174	40,917
3	0571051515	秋田県	秋田県	潟上市	特別養護老人ホームわかば園ユニット	介護老人福祉施設	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	335,629	172,093
4	0572305167	秋田県	秋田県	潟上市	飯田川デイサービスセンターわかば園	通所介護	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	121,218	60,757
5	0572305167	潟上市	秋田県	潟上市	飯田川デイサービスセンターわかば園	通所型サービス(総合事業)(独自(A6))	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	2,790	1,617
6							令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)		
7							令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)		
8							令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)		
9							令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)		
10							令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)		
11							令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)		
12							令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)		
13							令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)		